

ファーマックスでは在宅訪問を積極的に実施しています。

薬剤師がご自宅に伺い、薬の管理・説明のほか健康相談に応じます。

医師、看護師、ケアマネジャー等と連携しながら薬物治療をサポートします。

在宅医療でのお薬のお悩み  
薬剤師がバックアップします



薬が飲みにくくなってきた



薬を飲み忘れてしまう



薬の管理ができない



薬局まで行くのが大変



こんな時、こんな方、ぜひお気軽にご相談ください



一人ひとりの状態にあわせて様々な提案を行い、他職種と連携し、お薬に関するお手伝いをします。  
お薬に関すること以外でもお気軽にご相談ください。

## 《ご利用料金について》（1割負担の場合）

- ・お持ちの保険の種類によって異なります。
- ・ご利用回数は月4回まで（訪問間隔は6日以上）
- ・厚生労働大臣が定める患者（末期の悪性腫瘍の患者、または中心静脈栄養法を受けている患者、または注射による麻薬の投与を受けている患者）に関しては週2回、月8回まで訪問が可能です。

### ○ 介護保険 ご利用の場合

単一建物居住者の人数	1人	2～9人	10人以上
居宅療養管理指導費	518円	379円	342円

- ※ 情報通信機器を用いて行う場合 46円（月1回まで）
- ※ 中山間地域等における小規模事業所の場合、1割加算されます。
- ※ 臨時（緊急時）訪問は医療保険にしかない項目のため、医療保険をご利用いただくこととなります。
- ※ 介護保険をご利用の場合はケアプランの枠外のサービスとして実施するため他の介護サービスに影響を与えません。

### ○ 医療保険 ご利用の場合

単一建物診療患者の人数	1人	2～9人	10人以上
在宅患者訪問薬剤管理指導料	650円	320円	290円

- ※ 緊急時の訪問  
(計画的な訪問に係る疾患の急変、または新興感染症) 1回500円
- ※ 緊急時の訪問  
(上記以外) 1回200円

- ◎ 居住環境・公費負担割合などにより金額が異なります。
- ◎ お薬代は別途かかります。

## 《サービスご利用開始までの流れについて》

### ◎ 在宅医療を開始するためには医師からの指示が必要です。

まずは、受診している医療機関の医師や薬局スタッフ、または担当ケアマネジャーなどにご相談ください。

### [在宅医療開始の流れ]

- ① かかりつけ医に報告し、薬剤師の訪問について同意をもらいます。
- ② 患者さん、もしくはご家族の同意をもらいます。
- ③ 医師の処方箋のもと、お薬を準備し、患者さんの状況にあわせて訪問日時を決めます。
- ④ 訪問・服薬サポートが決定した日時にお薬を届け、患者さんにあわせた服薬サポートを実施します。
- ⑤ 訪問後は体調や服用状況などを医師や看護師、ケアマネジャー等へ情報提供します。さまざまな情報を共有することで、より良い医療を提供できるよう全力でサポートします。

## 《医療・福祉・介護職の皆さんへ》



患者さんのご家族、医療・福祉・介護職の皆さまの負担軽減にも貢献します。  
また、丁寧に情報共有を行い、入退院時もシームレスな医療を提供します。

**退院時カンファレンス、サービス担当者会議、地域ケア会議など**

**ぜひお声がけください**

# 《介護保険に係る重要事項等について》

## 1. 事業目的

要介護状態又は要支援状態のある方に対して、医師の指示に基づき薬剤師が適正な指定居宅療養管理指導・指定介護予防居宅療養管理指導を提供します。

## 2. 運営方針

他職種と連携し、利用者の意思及び人格を尊重したサービスの提供に努めます。また、利用者の療養に資する等の観点から、業務上知り得た情報を他に漏らすことはありません。

## 3. 提供するサービスと緊急時の対応等

ご利用する薬局の薬剤師が担当となり、医師の指示基づいて居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関する説明を行います。薬についてわからないことなどは遠慮なくご質問・ご相談ください。

また、通常は計画書に基づき訪問しますが緊急時も連絡が可能な体制を取っています。必要に応じ、利用者の主治医や医療機関、介護事業支援者等と連絡を行い、必要な措置を講じます。

## 4. 苦情処理等

指定居宅療養管理指導・指定介護予防居宅療養管理指導に係る苦情に適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置しています。苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録し必要な改善を図ります。

